特別インタビュー

インタビュー

髙部眞規子知的財産高等裁判所長インタビュー

知的財産高等裁判所長 髙部 眞規子

─ 要 約 ──

広報センター会誌編集部に所属する6人が、令和2年(2020年)6月23日(火)に東京高等地方簡易裁判所合同庁舎17階にある知的財産高等裁判所を訪問し、平成30年(2018年)5月に知的財産高等裁判所長に就任した高部眞規子裁判官にインタビューいたしました。当初は、国際知財司法シンポジウム2020に関してお話を伺う予定でしたが、新型コロナウィルスのため今年度の開催が懸念されていたので、高部眞規子所長の生い立ちや、最近の知的財産訴訟の現状に関してもお話を伺いました。

ちなみに、インタビュー参加者の人数は、三密を防止するために制約されました。なお、インタビューにおける質問、回答の順序と本稿の順序は必ずしも一致しておらず、同一のトピックや関連するトピックは適宜、まとめました。

目次

- 1. 髙部所長の生い立ち
 - 1. 1 裁判官を志望した契機
 - 1. 2 裁判官に任官後
- 2. 知的財産法の特徴
 - 2. 1 差止請求権
 - 2. 2 クレームの範囲の解釈
 - 2. 3 損害賠償額
 - 2. 4 計算鑑定人制度
 - 2. 5 侵害訴訟国際比較
 - 2. 6 審決取消訴訟
- 3. 令和の知的財産法
 - 3. 1 査証
 - 3. 2 知財調停
 - 3. 3 新型コロナウィルス
- 4. 国際知財司法シンポジウム
 - 4. 1 概略
 - 4. 2 シンポジウム日程
 - 4. 3 アジア諸国
 - 4. 4 今年度開催

後注

1. 髙部所長の生い立ち

1. 1 裁判官を志望した契機

○編集部 よろしくお願いします。まずは髙部所長本 人に関する質問からお願いいたします。いつ頃司法試 験を受験しようと思ったのでしょうか。その当時、司 法試験を受験しようと思ったきっかけがあれば、教えていただけたらと存じます。

○**髙部知財高裁所長** 子供の頃は、実にいろいろな夢を持っていました。私の時代はまだ男女雇用機会均等法が成立する前の時代でございまして、女性が仕事をしていくのに、いろいろな制約のあった時代でした。女性が働ける職場、それも一生をかけて長く働くような仕事というのが、今のように多くはなかったのです。

今日来ていただいた弁理士の先生方もそうだと思いますが、当時思ったのは、やはり資格を持てば、法律上は少なくとも平等ではないかと。事実上の平等はまた次の問題なのですが、少なくとも法律上は対等なはずであろうと思っていました。その中で、法曹界は法を守る分野ですので、司法試験に受かれば、あまり男女差別を受けることなく普通に仕事ができるのではないか、そんな思いを高校生の頃に持っていました。

- ○編集部 その頃からもう自覚なさっていたんですか。 ○高部知財高裁所長 そうですね。だから法学部を受けようということになったのです。さまざまな選択肢はあったのですが、その中で一番私が思い描いていた仕事ができそうなところが法曹界であろうと考えていました。だから、その頃から一応司法試験は受けようとは思っておりました。
- ○編集部 なるほど。それでは裁判官を志望しようと 思ったのはいつ頃でしょうか。

○ 高部知財高裁所長 当時、裁判官というのはどんな ことをやっているかとか、今みたいに法廷もののドラ マがあるような時代でもありませんでしたし、全く近 くにいないから分からないのです。何となく弁護士と いうのはイメージがあって、高校生の頃は多分弁護士 を念頭に置いていたと思うのですけれども、実際に司 法試験に受かって、いろいろな法曹の方にお話を聞い たり、接したりということがありました。裁判所で も、検察庁でも、弁護士会でも修習しましたが、その 中で、大変尊敬できる裁判官に出会いました。例え ば、弁護士とか弁理士の方はお客さんとの関係がいろ いろおありだと思いますけれど、裁判官にはあまりそ ういうものがなくて、これが正しいと思えば、そうい う方向の仕事ができるのは魅力でした。司法修習の2 年間の間にたくさんの先輩にお会いして、その中で裁 判官が一番魅力的だと思って、だんだん志望が固まっ ていったということでした。

○編集部 我々は司法修習を受けたことがないので良く分からないのですが、司法修習を受けているときに、裁判所にある意味就職するようなイメージなんですけど、裁判官になるための試験みたいなのが別途あるのでしょうか。

○高部知財高裁所長 司法試験を受かった人が司法修習生になれますが、当時ですと2年間の司法修習を終わった後、2度目の国家試験があるのです。それは司法試験に続く2回目の試験だから2回試験と呼んでいるのですけれども、まずそれに受からないと、弁護士にも検事にも裁判官にもなれないのです。その試験に受かった人の中から裁判官になる人が選ばれます。

○編集部 なるほど。2回試験で刑法とか刑事訴訟法 がすごく得意で、なおかつ成績上位の人は検察官にな



髙部眞規子知財高裁所長

りやすいんでしょうか。

○高部知財高裁所長 そうとも限らなくて、非常に優秀な友人が弁護士になりましたし、世の中は別に成績だけではありません。裁判官としても、昔から成績が良かった人はずっといいわけですけど、必ずしも正比例はしないので、そこがなかなか世の中というのは難しいですね。

1. 2 裁判官に任官後

○編集部 それでは次の質問ですが、いつ頃、知的財産法がご専門になったんでしょうか。知的財産法に興味を持ったきっかけとか、知的財産法が専門になったきっかけが何かあれば、教えていただきたいんですが。○高部知財高裁所長 私は1981年に裁判官になりました。初めて知的財産権訴訟を担当したのが1994年です。裁判官として初めの13年間は、行政事件も、労働事件も、医療過誤の事件も、交通事故訴訟も、建築訴訟もやってきました。それから、今は離婚訴訟は家裁でやっていますが、当時はまだ地裁の民事事件の中に離婚訴訟もありましたので、そういう家族間の事件とか、お金を貸した、借りていないとか、家を明け渡せとか、あらゆる民事事件をやっていました。

1994年に、高松地裁から東京地裁に異動が決まったのですが、13年間大抵のことはやってきたけど、残念ながら地方ですと、知的財産権とか専門的な訴訟はあまりなかったので、やはり東京でしかできないような仕事に就きたいと当時思いました。

そういう思いを抱いていたところ、たまたま東京地 裁の所長が司法修習生時代にお世話になった方で、異 動前にお話をする機会があり、知財に行くには、別に 理科系の素養がある必要はないけれど、嫌いな人は駄 目なんだといわれました。皆さん理系の方はそうは思 われないでしょうが、例えば、亀の甲を見ただけでも ちょっと寒けがする文系人間、化学に対するアレル ギーを持っている人もいるわけです。そういう人がそ の仕事に就いてしまうと、やはり毎日がつらいので、 好きかどうかというのを聞かれたことがありました。 私の出身は島根県ですけれど、島根県の高校では、当 時理数科と普通科に分かれていて、比較的よくできる 子は理数科に行くような風潮がありました。そんなこ ともあって、私は、高校時代は理数科におりました。 そのため、物理も化学もⅢまでやっていますし、数学 もⅢまでやりましたので、そういう意味では理数系の

科目はむしろ得意だったことが幸いしました。

それからさらに遡って、小学校時代は、合奏団に入っていたのですけれども、すごく熱心な先生が指導者で、NHK の全国学校音楽コンクールの合奏の部で全国優勝したことがあるのです。

○編集部 すごい。

○**髙部知財高裁所長** ええ,まだ当時,渋谷に移る前の内幸町にあった NHK ホールで,全国優勝をした記念演奏会があって演奏したこともあるのです。田舎育ちですけれども,音楽のレベルが比較的高かったということもあって,子供のころからすごく音楽が好きでした。

それで、著作権を全然勉強していないのに、きっと 著作権の事件って、そういう音楽を学問としてという か、法律的に見るのではないか、知財事件を担当すれ ば大好きな音楽が仕事としてできるのではないかと いった、素人的な思いもありました。だから、きっと 著作権をやれば音楽の事件があるだろうといった、何 かそういう淡い期待もあって、知的財産権部というの が希望の1つだったわけです。

念願がかなって1994年に、当時、東京地裁に1か部しかなかった民事第29部に配属されました。そこに配属された女性裁判官は初めてだったのですが、その時から私は長く知財の事件をやることになりました。

今は、東京地裁知財部は4か部になっていますけれども、当時、1か部で実に事件が多かったのです。特に、1997年からは、民事第29部にある2つの合議体のうちの1つの合議体で裁判長を務めることになり、裁判長として多分250件くらいのたくさんの知財事件と向き合いました。当時は、知財に関する最高裁判決が少ないものですから、本当に来る日も来る日も新しい論点とぶつかるのですが、いろいろ調べても文献にも書いてないのです。それは当時の知財の特殊性というのか、民法の論点ですと大体教科書に書いてあるのです。民法ですと、ものすごく有名な我妻栄先生っていらっしゃったんですけれど。

○編集部 東大法学部教授ですよね。

○**髙部知財高裁所長** ええ。その方の教科書は、括弧のなかの小さな文字で、それが書かれてから何十年後かに問題になるようなことまで書いてあるのです。でも、知財に関しては、当時書籍も少ないし、事件で問題になってから初めて学者の方々の研究がされるという感じでしたので、当事者の主張を理解して合議し、

自分の頭で考えるということが基本になりました。

最高裁調査官室にいたのは、その後の1998年から2003年までです。私が最高裁にいた当時は、知財事件が今の何倍もあったのです。おかげで、最高裁の新しい判断を示す機会がすごく多くて、そういう意味では大変やりがいがありましたね。

そこですごく勉強させてもらったことが自分の自信にもつながりましたし、その後知財訴訟を専門的に担当する、しかもそれを極めて長く担当することになるきっかけとなったと思います。そのころ、自分の中での知的財産権訴訟の基礎ができたかなと思っています。
○編集部 音楽著作権でいうと、たしか記念樹事件の判決をお書きになったのは高部所長じゃなかったでしょうか。

○高部知財高裁所長 記念樹事件の本体というか,もともとの小林亜星さんと服部克久さんの事件は,私は担当していません。この第1次訴訟で服部さんが負けたことが確定した後で,小林さんが,服部さんの記念樹という曲を流していたフジテレビ,楽譜を出版していたポニーキャニオン,さらにはJASRACまで訴えて,とにかくあんな盗作の曲を流すのは著作権侵害だなどと主張して,第2次訴訟,第3次訴訟が起きていて,その第2次訴訟,第3次訴訟を担当することになりました。最高裁でその前に江差追分事件を担当していたこともあって(1),それを音楽の著作物に応用したらどうなるかというようなことを考えたりしていました。○編集部 確かに江差追分事件は著作権判例百選にも

○**編集部** 確かに江差追分事件は著作権判例百選にも 掲載されています。

○**髙部知財高裁所長** そうですね。江差追分事件は著作権では一番大事な判例というふうに言われています。

2. 知的財産法の特徴

2. 1 差止請求権

○編集部 知的財産に関する事件は一般民事事件と比べて、どのような特徴というか、特色があるんでしょうか。

○**髙部知財高裁所長** まずは、差止めが認められるというのは普通の民事の不法行為ではないことです。普通の不法行為では、名誉棄損の場合など、例えば名誉棄損の記事が書かれた雑誌を販売してはならないというように、差止めが可能なものが例外的にある程度で、損害賠償が原則です。それに比較して、特許権とか著作権では、それを侵害すると、現在製造している

最中の製品を製造してはならないとか、倉庫にある製品を廃棄しろとか、そこまで命じることができるほど、権利は強いわけです。だからこそ今、差止請求権を制限すべきだという議論が出てきているのです⁽²⁾。そういう意味で、知的財産に関する権利自体が非常に強いということが1つの特徴です。

2つ目は、専門性です。扱う内容が、発明など技術的に高度なものが多く、知財高裁、東京地裁と大阪地裁の知財部という専門部において専門的処理体制をとっています。これらの事件では、専門的知見をいかに取り入れるかが重要です。知財高裁では、常勤の裁判所調査官と個別事件において選任する専門委員に関与していただいて、複雑高度な専門的技術的事項に関する裁判所の審理判断が適正迅速に行われ、判断への信頼が高まるように努めています。専門委員には日本弁理士会から推薦していただいた弁理士の方も含まれており、お世話になっています。口頭弁論期日にも、当事者に技術の説明をしていただき、裁判所との間で双方向の議論をするようにしています。

3つ目は、判決について、さまざまな方面からさまざまな意見がでてくるということです。知財高裁判決や、東京地裁、大阪地裁知財部の判決については、情報発信という意味で、全部ウェブサイトにアップロードしていますので、すぐ批評が出ます。判例評論では、賛成の意見もあるのですが、これはひどいとか、とんでもない判決だとか評釈されることもあります。民事の判決は、基本的には当事者、通常は原告と被告だけに効力が及ぶのですが、知的財産権の判決に関しては、学者の方だけでなくて、実務家も企業関係者も含め1億総評論家みたいに、世の中の人から注目を集めることがあります。

もちろん,通常の事件でも世の中の人がよく注目するような事件もありますけれど,知財の場合は,すぐに反応があります。それは例えば,いろんな雑誌に批評が書かれたりとか,いろいろな勉強会研究会で,すぐに研究の題材にされてしまいます。ここは何でこんなふうに書かれたのだろうとか,ここはおかしいとか,いろいろ批評の対象になるのです。企業の方たちも,よくみていますね。経済界,マスコミ,政治家の人が注目することもあります。

2. 2 クレームの範囲の解釈

○ 高部知財高裁所長 私が初めて知財の世界に入った

ときは、審理が遅い、賠償が少ない、それからクレームの範囲が狭いという、その3つが国内外からのすごく大きな批判だったと思います。

クレームの範囲が狭かったのはなぜかというと、それは無効の抗弁がなかったからです。当時、特許権についてはどんなに無効の疑いが強くても特許庁で無効審決が確定しなければ、特許権が有効であるという前提で判断しなければならなかったのです。そうすると、裁判官としては、こんな権利で侵害といったらやはりちょっとまずいという場合には、権利範囲すなわちクレームの範囲をできるだけ限定的に解釈して、無効だと言わなくても請求棄却ができるようにしていたのだと思います。

そのためクレーム解釈だけに注目すると、すごく狭いという批判はあったわけです。しかし、この点は私が最高裁調査官室にいたときにキルビー判決が登場しました。キルビー判決の下では、クレーム解釈は普通にやっていいよと⁽³⁾。その代わり、無効理由があることが明らかな場合には権利の行使が濫用になるので請求棄却になりますよ、権利行使を認めませんよということになりました。また、その少し前に均等を認めるボールスプライン軸受事件最高裁判決も出ましたので⁽⁴⁾、日本のクレーム解釈はそんなに狭いものではなくなりました。

キルビー判決の効果は、単にクレーム範囲を広くした、普通に解釈できるようになっただけではなくて、一審、二審の判決がものすごく早くなりました。要は、何とかしてクレームを小さく解釈しなければならないとして苦労していたものが、無効理由があるならそちらでストレートに判断すればよいことになったので、審理が迅速になったわけです。

それから、特許庁の無効審判も、それまではものすごく遅かったです。キルビー事件では侵害訴訟ですら訴え提起から最高裁判決まで8年かかったのですが、特許庁の無効審判は8年たって最高裁判決が出てもまだなお特許庁で審理していたのです。つまり、10年とか平気でやっていたわけですね。

キルビー判決後,特許庁もすごくはっぱをかけられていて,とにかく裁判所よりも早く判断を出さないと,特許庁の無効審判の意義がなくなるということで,頑張るようになりました。そのうち特許庁の判断も1年以内に出るようになって,そうすると侵害訴訟の裁判所も無効審判の特許庁も両方がスピードアップ

していくことになります。だから、迅速化の点と権利 範囲が狭いという点は、キルビー判決を契機にして、 そこはすごく改善されたと思いますし、その後、特許 法 104 条の 3 の新設につながっていくわけですね。

2. 3 損害賠償額

○**髙部知財高裁所長** もう1つ, 当時から損害賠償が安いというのが特許訴訟に対する批判でした。そのため, 懲罰的損害賠償を認めるべきだといった議論がされたり, 特許庁が特許法改正をするなどということがありました。

裁判所としては、令和になって、昨年から今年にかけて、2件の知財高裁大合議の判決を出しまして、特許法102条をどう解釈していくかというスタンダードを示しました⁽⁵⁾。そのような判断基準を示せば、一審の裁判官もそのルールの中でそれぞれの事件で判断していけばいいですし、原告も被告も、損害賠償を請求しようと思えば、何を立証するかとか、何を主張すれば損害を減額してもらえるかとか、主張立証の指針を示すことができたのではないかと思います。

それでも懲罰的損害賠償は認めていませんので、アメリカに比べたら低いかもしれないけれども、ヨーロッパに比べたら決して低くはないと思っています。 そういう意味で、いろいろな課題が少しずつ解決できてきたと思います。

このように、合理的な判断をするためにどうあるべきなのかということは常に考えています。外部からの意見を一切聞かないという裁判官もいるかもしれないですが、さまざまな判例評釈等が、少しでもルールを作るときに参考にできればという思いがあります。

○編集部 あと、アメリカの訴訟の損害賠償額が高いという、日本とかヨーロッパと比較しても高いんですけれど、その1つの理由は、ディスカバリーで本当に段ボール箱 20 箱、30 箱、50 箱ぐらいの証拠を出したりして、それを弁護士が読んで、それを当然お客さんにチャージするわけですよね。そうすると、損害賠償の金額が大きくないと、当然ペイしないわけですよ。

○髙部知財高裁所長 そうですよね。

○編集部 訴訟の判決になる前、どこか途中で和解し ちゃうようなのがそれなりにあって、和解しないで訴 訟の判決まで突っ走るのは、ディスカバリーの手間隙 の代金も入っている。

薬か何かで 10億, 100億, 1,000億の売上げがある

訴訟とか、そういうのが判決に反映されるみたいですけれど。アメリカでもやっぱりビジネスで侵害訴訟していますから、訴訟して採算が合わなかったから途中で和解しちゃいますよ。

○**髙部知財高裁所長** それはそうですよね。いつまでたっても、日本で懲罰的な賠償を入れろと、特許法改正のたびに言われるし、特許庁長官が代わるたびにそういうことをおっしゃるのですが、日本は日本のやり方というか、日本の法律の体系の中にあるので、特許法だけ特別に何かやりましょうというのはなかなか難しいように思います。確かに特許の特殊性はありますけれども、人を殺しても、日本では殺人者に懲罰的損害賠償を命じるというのもないのです。

日本の法体系全体の中のバランスみたいなものがあって、特許には特徴的なところはたくさんあるけれども、やはり全体としては日本の法律の中で考えるべきでしょう。ほかの国のいいところは取り入れていっていいと思いますけれども、どうしても相入れないものはあるのかなと思います。

ディスカバリーだって全てがいいわけではなくて、 お金はかかるし、何としてもディスカバリーに行く前 のところで何とかしようというのは、多分アメリカの 人たちの悩みだと思います。これに対して、日本は、 今まで証拠が相手方から出ないと言って、いろいろ不 満があったのですが、特許法改正で査証制度などもで きましたので、そこは他国に比べて全く遜色はなく なったのかなと思っています。

あと、どのくらいそれをうまく使っていけるかとい うところが、これからの課題だと思います。

2. 4 計算鑑定人制度

○編集部 去年,2019年2月に知財仲裁センターシンポジウムで高部所長の講演を伺った際,さっきの特許法102条の件で,損害論になったときに,侵害者側も権利者側も損害額を決められない場合は計算鑑定というのになるんだけど,なかなか計算鑑定に行かないのは,見積りが高いんだとおっしゃったんですけれども、それはなぜなんでしょうか。

○高部知財高裁所長 今から十何年か前に、初めて計算鑑定の制度ができたときに、まだ手探りの段階で公認会計士協会と話をしていると思います。公認会計士の人たちは、会社の財務諸表を監査するときにある程度の金額を請求されているようで、計算鑑定の書面を

作っていただく分も、ある程度高い数字から始まったという経緯があるようです。しかも、今はそれよりもさらに上がっていると聞きます。多分1億円程度の認容額の事件であったらペイするのですけれども、1,000万円の事件では、弁護士費用もかかる、弁理士さんの費用もかかる、公認会計士に裁判所を通じて払うのも何百万もかかるなんていったら、ペイしないわけでしょう。

- ○編集部 たしかにペイしないです。
- ○**高部知財高裁所長** だから,事件を増やして,たくさんお願いして,個別の事件はもう少し安くお願いするようにしてはどうかと言っていますが,なかなか値切らせてくれないということのようです。
- ○**編集部** 計算鑑定人というのは、公認会計士でなければ法律的にできないんでしょうか。
- ○**髙部知財高裁所長** 計算ができる人であれば、特に制限はありません。
- ○編集部 それがもし弁理士が単独でやるとしたら、 もっと見積りは下がりますね。そういう可能性はある でしょうか。
- ○**髙部知財高裁所長** 弁理士がその計算の書類が全部 読み込めるというのであれば。
- ○編集部 会社の財務諸表を理解できる弁理士であれば、できますよね。
- ○髙部知財高裁所長 そういう人がいればですね。
- ○編集部 例えば、公認会計士や税理士の資格も持っている弁理士もいます。
- ○**髙部知財高裁所長** そうなんですか。そういうところに需要を広げていけば、もっと下がる可能性はありますね。

2. 5 侵害訴訟国際比較

○高部知財高裁所長 裁判所は競争相手がいなくて、独占企業といいますか、黙っていればお客さんが来るような仕事なので、あまり営業活動をしないわけです。しかし、国際比較をしたときに、原告になった会社がどこの国で裁判を起こすのがいいのかを考えるときに、日本の裁判所を選んでもらえるように、迅速で適正な裁判をやっていて、権利範囲も適切に判断していて、損害賠償も低くはなくなっているところを見てほしいというところはあるわけです。

例えば、アップルとサムスンとの訴訟は10か国ぐらいで行っていました。市場の大きさ等のメルクマー

ルが会社にあると思うのですが、市場にあるにも関わらず、その中で幾つか選んだときに入らないというのでは、なぜ入らないのかということになります。日本において例えばキルビー判決が出る前の20世紀の時代でしたら、訴えを起こしても権利範囲が狭く時間もかかるので、それでは訴訟を起こしても意味が無いということもあったと思うのですが、日本の裁判所は、今は適正なクレーム解釈を公正にやっていると思いますし、迅速性は、他国に比べて目を見張るものがあります。

審決取消訴訟ですと、8,9か月、長くても1年以内に結論は出ているし、知財高裁の控訴審は7か月ぐらいで判決が出ています。一審の裁判所の結論は平均12か月ほどで出ますので、足しても20か月で一審と二審が終わるということになります。20か月で一、二審が終わるということを外国の方にお話しすると、20か月というのは大変な数字だと驚かれます。ですから、そういうところを正しく評価してもらえるようにするには、正しく情報発信をしていかないといけないのです。

日本の特許裁判が特許権者に厳しいようなことを言う人もいるのですが、実際に判決になると、確かに判決だけを見ると認容判決より棄却される割合の方が高いけれども、和解で解決した事件の内容を見ると、ほとんど原告が勝訴したのと同様の販売禁止や和解金の支払を内容とするものの割合が多いのです。そうすると、判決で特許権者が勝訴した件数と勝訴的な和解で終了した件数を合わせると、46%ぐらいになるというようなことを説明すると、分かってくださるわけです。

例えば、訴訟の前にいろいろ警告したにもかかわらず、訴訟にならなかったという事案の中には、裁判所に来る前に示談をしたというケースもあるということを考えると、訴訟になってこういう結果が生じているというのは、日本は決して特許権者に厳しいわけではないということが分かります。

判決の認容額が1億円以上のものもこれだけありますよとか、和解の場合も中身は秘密条項になることが多いのですけれども、1億円以上払って解決した事件はこれだけありますよとか、知財高裁ウェブサイトやパンフレットで、客観的な数字をもって、情報を発信しています。日本の特許訴訟において損害賠償額が低いといった批判をされる方が今でもおられるようですが、いや、そうではないでしょうといいたいですね。

ちゃんと客観的な資料を見てもらえば、本当に金額が 低いのかとか、本当に特許権者に厳しいのかが分かる ので、そういう数字をあえて公開しているわけです。

2. 6 審決取消訴訟

- ○編集部 そろそろ侵害訴訟から審決取消訴訟に話題を変えたいのですが、審決取消訴訟については、2018年は183件が新受ですけど、2009年は443件が新受ですので、約半分ですよね。
- ○髙部知財高裁所長 なぜだと思います?
- ○編集部 分からない。
- ○**髙部知財高裁所長** 審決取消訴訟の中でも特に減っているのは査定系なのです。今, 日本の特許率は75%でしたよね。
- ○編集部 去年,上がりました。
- ○高部知財高裁所長 特許率が信じ難い高い数字となっています。査定系の事件で裁判所に来るのは、拒絶査定がされて、拒絶査定の不服審判でも負けた、選りすぐりの事件です。10年前に、四百何十件あった中の3分の2ぐらいが査定系でしたので、これが大きく減ってしまいました。
- ○編集部 なるほど。
- ○高部知財高裁所長 企業の方で出願もセレクトしているのかもしれませんが、拒絶されて、不服審判でも駄目だったら、それはぜひ裁判所に来てくださいとお願いしたいです。査定率が高い中で選りすぐられた拒絶の事件ですので、裁判所でも難しいこともあるかもしれませんが、審決取消率は3割以上あります。3割以上ということは3件のうち1件は審決が取り消されているということなのです。知財高裁の判断については信頼を得ていると思います。訴訟の数が減れば、裁判所の中での知財部門が縮小されかねません。
- ○編集部 そうなのですか。
- ○高部知財高裁所長 裁判官の数が減ると、その分、 戦力が小さくなって、いざというときに戦えなくなる わけで、訴訟のみならず国際知財司法シンポジウムの 準備などの面でもそれはとても困ることです。

ですので、弁理士の皆さんにはぜひ事件を増やして いただけるように頑張ってほしいです。

3. 令和の知的財産法

3. 1 査証

○編集部 令和元年特許法等改正で査証制度が導入さ

れましたけれども、実際のところ、どの程度行われて いるのでしょうか。

○高部知財高裁所長 査証制度は、本年10月1日から施行されますが、結構重厚な手続になりましたので、実際に査証人がそこに出向いていくような事件がどれだけあるのか分かりません。要は、査証といった制度があることを理由に任意に提出するとか、いろいろ方法はあるわけで、実際に査証人が工場等に行かなければならないかどうかです。ただし、そういう制度をバックに持っているというのは大事なことで、いざとなったら発令するとなれば、秘密のところだけ隠して任意に提出しますということもあり得るのではないかと思っています。あるいは、被告方法の一部分は原告の発明と同一のステップを踏んでいることは認めざるを得ませんとかですね。そのような方向に行く可能性あるかと思います。

3. 2 知財調停

○**髙部知財高裁所長** 新しい制度というつながりでお話すると、令和元年 10 月から知財調停を始めました。 今回「パテント」誌でせっかく掲載していただけるので、少し知財調停を宣伝させてもらえればと思います。

令和元年10月以来,今まで数件の知財調停の実績があります。まだあまり件数は多くないのですが,商標とか著作権とか,あと不正競争とかですと,3回ぐらいの期日で,東京地裁又は大阪地裁知財部の裁判官と,元裁判官の弁護士といった方たちが調停委員として加わって,両方の言い分を聞いて,調停を斡旋する手続です。

特許で難しいのは、3回で終わらせることができるかというところでして、たくさんの争点がある事件はあまりふさわしくないかもしれません。ただ、中立な専門家が入ることによって、話がまとまることもあります。そうすれば高い弁護士費用を払わなくても終わるし、仮に調停が成立しなくても、その後、裁判をするとなったら印紙代が半額免除になるとか、いろいろメリットもあります。それから、知財のベテランの第三者がこの紛争をどう見るかというのを聞けるというのは大きなメリットだと思います。

そこでちょっと不利だと言われたほうは、訴訟になる前に調停しておいたほうがいいかなと思うでしょうし、いろいろアイデアも出してもらえます。

ただし、当事者間で東京地裁又は大阪地裁の管轄を

合意することが必要ですので、合意がとれないとこの ような手続を進めるのは難しいということになります。

3. 3 新型コロナウィルス

○編集部 令和2年4月に新型コロナウィルスで緊急 事態が宣言されたとき、裁判所は門を閉めてとか、そ ういうことはありますか。

○高部知財高裁所長 いや、門は開けていました。ただ、緊急事態宣言中は、特に緊急性の高い仮処分とか、破産の申立てとか、あと刑事でも身柄になってずっと拘束されている被告人の事件などを優先しました。ほかに、ドメスティックバイオレンスの事件とか、そういう事件は非常に急ぐので、そのような事件はやっていましたけど、それ以外の通常の訴訟事件は原則として期日を取り消しました。特に裁判所に来庁していただけなければ手続を行えないものは、出頭を求めることによって感染のおそれが増すということもあり、手続を延期せざるを得ませんでした。

緊急事態宣言が解除された後も、ウィズコロナの時代にこれからどのように事件をやっていくか、なかなか難しい問題がありますね。本年2月から、民事裁判のIT 化が始まりましたが、ウェブ会議はこのような時代に大変有用です。緊急事態宣言解除後は、知財高裁ではウェブ会議によって争点整理手続を行い、当事者の方には口頭弁論期日のみ出頭していただくような事件も多いです。日本弁理士会の皆さんにも協力していただいていることに感謝します。IT 技術をうまく利用してコロナの時代を生き抜いていくことが重要ですね。

4. 国際知財司法シンポジウム

4. 1 概略

○編集部 そろそろ本題の国際知財司法シンポジウムについてお尋ねしたいのですが、会誌「パテント」読者の中には出席したことがない方もいますし、国際知財司法シンポジウムについて基本的なことを教えていただけたらと思います。

○**高部知財高裁所長** 今, グローバル化が非常に進んでいて, 企業の方たちが海外に進出すると, 海外で知的財産権の紛争が起きるということがありますね。企業の方々は, 国際的な紛争を頻繁に経験されていることなのかもしれないのですが, それぞれの国で解決を図るのが原則です。また, 弁護士や弁理士も, そうい

う企業の紛争が国際的に起きていて、ほかの国の紛争がどうなっているのかということに興味がある方もいらっしゃるのではないかと思います。

今までも知的財産権に関しては、国際会議が時々あって、裁判官が海外の国際会議に出かけていくことがありましたし、日本で行われる国際会議で日本の知的財産権訴訟について報告するということもあったのですが、裁判所が主催者になって何かをするということはなかったのです。

そのような状況の中で、2017年から最高裁判所と 知的財産高等裁判所が、法務省、特許庁、日本弁護士 連合会などと協力して、日本で国際知財司法シンポジ ウムを行うことになりました。国際知財司法シンポジ ウムに関しては、日本弁理士会にも大変お世話になっ ていて、主催者ではないのですが、後援の中に日本弁 理士会には毎回入っていただいています。

初めて実現した 2017 年は、法務省がもともとアジアの国々に対して法整備支援などをやっているということがあって、ASEAN10 か国と中国、韓国の裁判官を招いて、3日間にわたってシンポジウムを行いました。

弁護士会館のクレオという会場で開催したのですが、非常にたくさんの方に見ていただきました。1日目は知財高裁担当、2日目は法務省担当、3日目は特許庁担当で、それぞれの主催者がテーマを選定し工夫を凝らしてシンポジウムが行われました。

知財高裁担当の初日には、模擬裁判をやって、それによって各国の比較をすることを行いました。そうすることによって、どこが違うのかという比較をしていくのです。1年目の2017年は証拠収集がテーマでした。企業の方が、例えば中国で紛争になったときに、中国で解決を図るとするとどうなるのかが、模擬裁判の結果によって分かります。同じ素材で同じ事例を使って、日本の裁判官がまず模擬裁判をやります。そして、中国も模擬裁判をやって、韓国もやって、このときは日中韓に加えてシンガポールだったのですけど、4か国で比較をして、どこの国が一番厳しいとか、この点は各国同じだとか、一目瞭然になるような、そういう模擬裁判とパネルディスカッションを実施しました。

2年目の2018年は、欧米年ということで、特許庁とともに、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの裁判官と弁護士の方たち、また審判官の方たちをお招きして2日にわたり開催しました。知財高裁担当の初

日に行う模擬裁判の題材を何にしようかと考えたのですが、特許の無効と訂正というのは日本と欧米とで制度がかなり違いますので、これをテーマに選びました。

日本は特許庁での無効審判のルートが古くからあり、当初はこの点でドイツに近い制度でしたが、キルビー判決、そして特許法 104条の3の立法を経て、無効の抗弁も主張できるようになって、ダブルトラックの状態になっています。アメリカ合衆国も再審査制度が入ってきて、侵害訴訟で無効の抗弁だけだったのが、再審査制度も利用して、ダブルトラックみたいな様相になってきています。制度が違うので違いが浮き彫りになるということもあって、無効と、それから、無効を主張されたときに訂正をすることによって勝ち残れるかどうか、訂正をどういうタイミングでどこの場面でするのかまで踏み込んだ模擬裁判をやって、これも非常に有益でした。特に第一級の裁判官に来ていただいていて、そのことがこのシンポジウムの格を高くしたと考えています。

3回目の2019年はまたアジアに戻りまして、今度はASEAN10か国のほかに中国、韓国、オーストラリアとインドという、アジア環太平洋地域をターゲットに、40名もの専門家をお招きして3日にわたって

開催しました。インドやオーストラリアは全く初めて のメンバーで、制度も今までよく分からなかったので すが、インドに進出している日本企業が多いと伺っ て、市場として大きいとなると、そこは外せないので はないかということで、インドからも来ていただきま した。このときはテーマをクレーム解釈としました。

5か国それぞれがまず模擬裁判を行って、判決を言い渡し、その後、パネルディスカッションを行いました。5か国の違いなどをパネルディスカッションで比較し合うということを行いましたので、見ている方にとっても有益だったと思います。結論も侵害と非侵害が3対2に分かれて、国ごとの違いが浮き彫りになったのではないでしょうか。

また、手続についても、例えば、日本ですと書面を中心として裁判を行っていて、今まであまり証人尋問を行わなかったのですが、専門家証人を連れてきて尋問をするという国もありました。日本ではその代わりに、裁判所調査官及び専門委員が質問する等の場面を見せたのですが、ほかの国から学ぶことがありましたし、クレーム解釈でも、どの部分に力を入れて解釈していくのかというのは、国によって違うということも分かって、とても勉強になりました。



国際知財司法シンポジウム 2019 各国裁判官と

何よりも来日していただいた裁判官の方たちとコネクションもできて、海外の様子もよく分かったということで、非常に有意義だったと思います。

国際知財司法シンポジウムは裁判官による手作りなので、模擬裁判の素材作りからパネルディスカッションまで若い裁判官が一生懸命やってくれていますが、なかなか大変なことです。裁判官の仕事としては通常は判決を書けば間に合うのですが、シンポジウムのロジをやっていると、会議を準備し成功させる大変さを学ぶことができ、裁判官にとっても社会勉強になったと感じます。

4. 2 シンポジウム日程

- ○編集部 国際知財司法シンポジウムは、たしか去年は3日間ありましたよね。
- ○髙部知財高裁所長 はい。
- ○編集部 今年の当初の予定は2日間です。
- ○高部知財高裁所長 2017年と2019年のアジア年は3日です。アジア年の3日というのは、裁判所が初日を担当しまして、次、法務省が2日目を担当するのです。3日目には特許庁ということで、3日間となります。去年は3日間とはいっても、3日目は午前中しかやらなかったので、厳密にいえば2.5日です。2018年と2020年は欧米年ですが、法務省は担当せず、裁判所と特許庁が担当します。
- ○**編集部** 欧米年とアジア年を分けているというのは どういう理由があるのですか。
- ○高部知財高裁所長 このシンポジウムは、もともとは法務省との間で、法務省は ASEAN に対しすごく力を入れた法整備支援をしていることもあって、アジアに目を向けて、日本が知的財産訴訟においてアジアのハブであるべきだという考えが一致したことが発端にあります。そのためにはアジアの裁判官を招いて、日本の知財司法を発信することが重要です。それが良い意味で教育的な効果もあるかもしれないというようなこともあって、アジア向けはそういうことを念頭に置いて比較的基本的なテーマで開催しています。また、先進的な欧米諸国とは対等な立場で、アメリカの考え方、ヨーロッパの考え方と比較し、訴訟運営にも役立てようということで開催しています。
- ○編集部 私はアジアに関して驚いたのは、ミャンマーには特許庁が無いことです。最近、商標法ができたと聞きました。

- ○**髙部知財高裁所長** 法整備で、日本が支援してあげているところですね。
- ○編集部 法整備支援ですね。
- ○高部知財高裁所長 本当にこれからというところですし、そういうところは民事でやるというよりも、むしろ刑事で、偽ブランド品があったから摘発するといったところから始まると思います。ですので、特許の事件はあまりありません。
- ○編集部 なるほど。
- ○編集部 私みたいに弁理士で主に特許やっている と、特許庁がない、特許出願がそもそもできないとい う状況はものすごく驚きました。
- ○**髙部知財高裁所長** そのために、急いで今、整備しているのでしょう。
- ○編集部 整備していて、審査官を育成しなければいけない。
- ○**高部知財高裁所長** そういう国は、裁判官も審査官も、これから育てていくのでしょうね。日本も明治維新のときはそうだったかもしれませんが、できる人がいないので、大変なことだろうと思います。
- ○**編集部** 今まで審査官がいれば、審査官を育成する のはできるのですが。
- ○髙部知財高裁所長 いないですからね。
- ○編集部 いないところから始めなければいけません。
- ○高部知財高裁所長 日本の特許庁の人も ASEAN 諸国に行っていて、審査等の指導をするという話を聞いたことがあります。各国にいろいろ法整備支援を行っていて、その結果としてインドネシアなどでは結構事件も増えているみたいです。

国際知財司法シンポジウムの目的も、アジア年と欧米年は少し位置付けを変えていますし、模擬裁判等のテーマもポピュラーなものでなければなりません。アジア年の2019年には、裁判所は中国・韓国・インド・オーストラリアと特許のクレーム解釈をテーマに行いましたけれども、法務省はASEANに対し商標と著作権の基本的なテーマを扱いました。

- ○編集部 あと、模擬裁判の事案というか、事実というか、あれはどこで誰が作るのでしょうか。
- ○髙部知財高裁所長 私たちが作っています。
- ○編集部 日本で作っているのですか、やはり。
- ○高部知財高裁所長 2017年の第1回国際知財司法 シンポジウムのものは、設楽元知財高裁所長が外国の 国際会議に行かれたときに、ヨーロッパでテーマに

なったものです。ですので、アジアの人たちはそれに 参加していないから、そのまま使ってもいいというこ とで、それを使いました。

2018年の第2回国際知財司法シンポジウムは、私自身が実際に担当した事件を大幅に簡略化して作りました。かなり簡略化したつもりでしたが、それでも難しいという声があったので、3回目の2019年国際知財司法シンポジウムも、実際にあった事件を、相当簡略化して、少し分かりやすくカーナビの形で作り直して、こちらで明細書なども適宜作って、必要なところだけに作り変えました。

- ○編集部 事実を作っているわけですね。
- ○**髙部知財高裁所長** 国際シンポジウムはいろいろなところであるのですが、日本の国際知財司法シンポジウムの特徴みたいなのを出したくて、模擬裁判という形で行っているのです。

4. 3 アジア諸国

- ○編集部 先ほどおっしゃられたとおり、欧米とのシンポジウムとアジアとのシンポジウムは、やっぱり別のほうが当面はいいと思います。
- ○高部知財高裁所長 いずれは欧米とアジアをセット で行うこともあるかもしれません。ですが、今は先ほ ど申し上げたような意味で、欧米とアジアを分けて、1年おきに実施していきたいと思います。
- ○編集部 十数年前ですが、ASEANの数か国に行って、特許庁や裁判所などを見せてもらいました。ある国では特許庁の審査官が5人しかいなかったり、裁判所なんてなおさらだと思うのですが、審査の段階で審査官が今でもそれほど多くないと思います。

なおさら、先ほどお話しになられたように、裁判官で知財ができる方はかなり限られてくると思いますので、日本はアジアに目を向けて、アジアを一体ととらえた上でそのハブになりたいということでやるとすると、今までは特許庁と行政のほうで支援していましたが、もう少し裁判所のほうでも支援していただくと、日本の価値も上がります。外国の審査ですと、昔はマレーシアがイギリス等でやっていたということがあり、出張すればある程度基準も取り入れることもあり得ると思いますので、そのあたり、何かうまい方策があれば、積極的にと思うのですが。

○**髙部知財高裁所長** そうですね。日本の場合は、そもそも日本の裁判官が3年ごとに全国異動をするため

に知財部にずっとはいられないという仕組みですので、専門家がそんなに多くはいなかったです。ただ、知財高裁ができて15年になりましたので、裾野が広がったことは間違いありません。その中でもう一度知財事件を担当してもらう裁判官を増やして、まずは専門家を日本の中でも養成しなければいけないと思っています。

外国との関係でいうと、本当はいろいろな意味で日本の制度が近かったのは韓国と台湾でした。韓国に行きますと、私の本「実務詳説特許関係訴訟」などは結構皆さん持っておられて⁽⁶⁾、日本語は話せないけど、漢字が分かる世代の人たちに重宝されているようです。もちろん台湾も漢字が分かるわけです。ほかのアジアの国々でも、やはり外国のやり方や先例を学んできていて、例えばインドの人たちはイギリスに留学されているし、いろんな法律もイギリスに準じて作っているといった状況です。

韓国とは法律は非常に似ていますし、判例も日本の 最高裁判決が出ると、すぐに似た判例が出ます。どう してこんなに似ているのかというぐらい、非常に似た 判例が出るようなところがあって、そういう国々が多 数になれば、日本はさらにハブになりやすかったので すが、今、非常にそこは困難な状況に置かれていると 思います。

台湾とは中国のことを気にしながら付き合う必要が あるわけですから、なかなか難しいですね。

○編集部 今, 髙部所長がお話しになったように, 韓国などの知的財産法が似ているのは, 当然といえば当然で, 一番初めの法律が日本のデッドコピーだったわけですね, それで, 弁理士なんかも吉藤幸朔先生の特許法概説が韓国の参考書でした。

ただ、日本のほうが、特許庁や裁判所が一時厳しく していた時期がありまして、その間にあちらのほうは IT等をやっていって、緩くしたので、独自性を増し てきています。

- ○編集部 そうですね。
- ○編集部 そのあたりは、独自性を増しているところは日本のほうが若干遅れている感じがするので、裁判所のほうでも新しいものが来たら積極的に新しい判決を出して、もともとは日本の法律でしたので、独自性を出して、アジア全体で日本が生きていくすべをもっとやればと思います。残念ながら欧米とアジアとは違うと思います。アジアに欧米の事務所が入っていくの

は、言葉の面もあってなかなか難しいですから、それ が逆にチャンスでしょう。そのうち英語で全部やると なると、日本が省かれますので。

- ○髙部知財高裁所長 本当にそうですね。
- ○編集部 ぜひそのあたりも司法関係とか。
- ○**髙部知財高裁所長** 貴重なアドバイスを頂いてありがとうございます。
- ○編集部 弁護士さんは相当頑張っていますので。
- ○**髙部知財高裁所長** そうですね。弁護士事務所もアジアにはたくさん置いていますものね。

4. 4 今年度開催

- ○**編集部** 今の時点で、国際知財司法シンポジウムの 開催はどうなるのですか。
- ○高部知財高裁所長 2020年は再び欧米年で,10月 28日,29日にアメリカ合衆国の CAFC プロスト長官,ドイツ連邦通常裁判所第10部のバッハー裁判長,及びイギリスのイングランドウェールズ控訴裁判所バース判事をお招きして弁護士会館クレオで開催することが決まっており,そのための準備もしてきました。国際知財司法シンポジウムは,知財高裁が模擬裁判を行うときは,弁護士会館クレオの500人の席が毎年満杯になります。シンポジウムについて広報して,弁理士の方にもたくさん来ていただきたいし,弁理士さんから会社の法務部の人とか知財部の人に声をかけてもらうとか,いろいろあると思い,「パテント」に載せていただくことになりました。

開催したいという希望は持っています。しかし、現時点では渡航制限や入国制限まであるので、今年は、欧米の裁判官に東京に来ていただいてシンポジウムを実施するというのは厳しいと考えています。例年とは違う形も取り入れて、そこがアイデアの見せ所だと思います。やはり国際交流というのは大事ですし、初めにお話ししたように、比較法といいますか、日本だけ井の中のカワズで、自分のところだけすばらしいと思っているのではなく、やはり国際標準に耐えられるような知財高裁でなければいけないということになると、いろんな形を考えて、できる範囲でやりたいと思っています。

模擬裁判のテーマも、昨年のクレーム解釈を発展させて、均等を扱うつもりです。日本の最高裁判決で均等侵害が認められるための要件が確立して20年が経ちました。実際の事件を簡略化して模擬裁判を行う準

備をしておりました。

- ○**編集部** 裁判所のほうではインターネットビデオ会 議システムはどんな感じでしょうか。
- ○高部知財高裁所長 遅れている,遅れていると言われていましたが,知財高裁では,全国8カ所の高等裁判所所在地の地方裁判所とともに,2月から弁論準備手続,争点整理をウェブ会議で行うようになりました。非常に調子よくスタートできましたのも,弁護士会,弁理士会,及び特許庁に協力して頂いたおかげと思っています。

ウェブ会議での手続に裁判官も書記官もようやく慣れてきて、さあ、これからだというときに緊急事態宣言が発令されまして、裁判所としては、民事の訴訟事件は原則として期日を開かないこととなりました。ウェブ会議だったらいいのではないかという意見もありましたが、ウェブも結局、弁護士や弁理士が一人だけで対応することは無く、共同で何人かで受けている上に、会社の担当者が5、6人後ろにいるのが普通です。そうすると、裁判所の部屋は密にはならなくても、弁護士事務所の中で密が起きるのではないかという心配がありました。また、事務所までの移動をどうするのかということもあって、これらのことを含めて手続を延期させていただきました。

緊急事態宣言が解除されて、また手続を再開していますが、これからのウィズコロナの時代は、ウェブで 争点整理を行うことが標準形になるのではないかと思います。今までの遅れた分をウェブで取り戻さないと いけないと考えています。

- ○編集部 あと、ウェブのことを少し申し上げたのは、国際知財司法シンポジウム、普通は海外から裁判官がいらっしゃるのですが、欧米諸国の裁判所とインターネットで接続して、ビデオ会議システムで模擬裁判をするとかいかがでしょうか。
- ○高部知財高裁所長 それも今,構想の1つに入っています。リアルタイムでやろうと思うと,去年のアジアでしたら時差が少ないのですが,ワシントンDCとロンドン,カールスルーエとなると,時差が相当厳しいですね。それも含めて,ウェブも含めての検討をしているところです。ウェブ会議になった場合も,皆さんへの情報発信をできるよう検討しておりますので,是非よろしくお願いします。

決定次第お知らせしたいと思います。

○会誌編集部 本日は貴重なお時間を頂戴し、誠にあ

りがとうございました。

- 後注 -

国際知財司法シンポジウム 2020 は、令和3年 1月21日にウェブ会議による方法で実施される ことが決まりました。

日本の模擬裁判を事前収録してアメリカ合衆 国,ドイツ及びイギリスの裁判官にみていただ き,ウェブ会議によるパネルディスカッションを 行う予定です。ユーチューブなどにより,視聴で きるようにいたします。

詳細は知財高裁ウェブサイトの「JSIP」の欄を ご覧下さい。

— 了 —

※令和2年10月に髙部真規子知的財産高等裁判所長が高松高等裁判所長官に栄転いたします。編集部一同、心よりお祝い申し上げます。

(注)

- (1) 平成 13 年 6 月 28 日最高裁第一小法廷判決, 平成 11 年 (受) 第 922 号, 民集 55 巻 4 号 837 頁
- (2) 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会にて、差止請求権の制限というトピックが議論されている。eBay v MercExchange, 2006 年 5 月 15 日米国最高裁判決、字奈月温泉最高裁判決などを参考にして、権利濫用の法理が適用できるか否か検討されている。
- (3) 平成 12 年 4 月 11 日最高裁第三小法廷判決, 平成 10 年 (オ) 第 364 号, 民集第 54 巻 4 号 1368 頁
- (4) 平成 10 年 2 月 24 日最高裁第三小法廷判决, 平成 6 年 (オ) 第 1083 号, 民集第 52 巻 1 号 113 頁
- (5) 令和 2 年 2 月 28 日知財高裁大合議判決, 令和元年(ネ) 第 10003 号; 令和元年 6 月 7 日知財高裁大合議判決, 平成 30 年(ネ) 第 10063 号
- (6) 高部眞規子, 実務詳説特許関係訴訟, 第3版, 金融財政事情研究会 (2016); 高部眞規子, 実務詳説商標関係訴訟, 金融財政事情研究会 (2015); 高部眞規子, 実務詳説著作権訴訟, 第2版, 金融財政事情研究会 (2019); 高部眞規子, 特許訴訟の実務, 第2版, 商事法務 (2017); 高部眞規子, 著作権・商標・不競法関係訴訟の実務, 第2版, 商事法務 (2018)



直立:橋本清副センター長,中村恵子副センター長,加藤肇編集委員,高石健二編集委員

着席:加藤佳史編集部長,髙部眞規子知財高裁所長,小池誠常議員